（給与の内払）

第二条　改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与法、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第四条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

法律第八十二号

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

第一条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

別表第三俸給月額の欄中「二六四、七〇〇円」を「二六五、二〇〇円」に改める。

第二条　特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2　第一条の規定（特別職の職員の給与に関する法律第七条の二ただし書の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の同法（次条において「改正後の給与法」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条　改正後の給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

法律第八十三号

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の七十六」を「百分の八十四」に改め、同項第三号中「百分の五十七」を「百分の六十三」に改め、同項第四号中「百分の二十八・五」を「百分の三十一・五」に改める。

別表第二給料月額の欄中「二六九、〇〇〇円」を「二六九、三〇〇円」に改める。

第二条　国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「百分の八十四」を「百分の八十」に改め、同項第三号中「百分の六十三」を「百分の六十」に改め、同項第四号中「百分の三十一・五」を「百分の三十」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2　第一条の規定（国会議員の秘書の給与等に関する法律第十五条第二項の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の同法（以下「改正後の秘書給与法」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の秘書給与法の規定による給与の内払とみなす。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一